

「その支出、ちょっとまたたあ！」

# 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 通信

2023.4.3

NO9

連絡先 : 大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935  
靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付  
<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

## 一第9回口頭弁論報告一

2023年1月31日、京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟、第9回口頭弁論がひらかれた。

被告の「社会的儀礼」に関する主張への反論として、原告準備書面7が陳述された。(P2掲載)

また、証人調べは不要との被告の意見書に対する反論である原告準備書面8も陳述された。(3P掲載)

原告準備書面7は、被告への反論として

- ① 本件各儀式において天皇及び宮内庁が宗教儀式を行っている点を無視
- ② 国の機関である天皇が行う宗教行為、その執行を容易にする國（宮内庁）の行為が宗教的意義を有するかどうか、國の行為が「宗教とのかかわり合い」の限度を超えているかを判断せず
- ③ 大嘗祭が伝統的儀式であるとするが、「明治」の大嘗祭で新たに服属儀礼として意義づけられた儀式であり、天皇の地位承継に伴う伝統的儀式とはいえない
- ④ 「天皇の即位に祝意を表する」ことがなぜ「社会的儀礼を尽くす」ことになるのかの理由が不明
- ⑤ 京都府知事らの参列は、國の諸機関等と信頼関係、友好的な関係を維持するための社会的儀礼であるから「地域における事務」にあたるとするが、その理由は不明であり、参列は「京都府の住民の福祉の増進」にならないと述べる。

被告の主張は、①本件各儀式の宗教的意義を論じていない、②國の関与がいかなるものであるかを論じていない、③京都府知

事らの本件参列等が本件各儀式との関連で宗教的意義を有するかどうかを論じていない点で、最高裁大法廷判決の判断枠組みに反している。また、目的効果基準によって判断すべき事案であると主張するが、空知太神社事件最高裁判決以後はもはや目的効果基準は判例とはいえない、との主張を行った。

口頭弁論終了後、進行協議が行われ、裁判所からは「事案に鑑み、人証尋問は一定程度行うべきと考えている」が、一期日の午後一回で終わられたいとの意向が示された。

次回口頭弁論で、人証の採択が決定し、6月に証言が行われる。

by 事務局 永井

### 第10回口頭弁論

4月18日（火）14時半～

詳細は同封チラシを参照ください

### 第11回口頭弁論

6月6日（火）13時半～

### いよいよ証人調べ

### いずれも京都地裁大法廷

◆第10回、11回弁論とも裁判後報告集会を予定しています。

※※ ※※ ※※ ※※

正念場です・傍聴を！



**原告ら準備書面 7  
(要 旨)  
中島光孝 弁護士**

本書面は、被告第5準備書面までの被告の「社会的儀礼」に関する主張の全体に対し、原告らの基本的な主張からの反論、4つの最高裁大法廷判決の判断枠組みからの反論、被告が依拠する大分県抜穂の儀訴訟最高裁判決の判示と同旨の鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決にかかる調査官解説に対する批判を行い、社会的儀礼論に関する被告の主張に対し全面的に反論するものである。

### 1 原告の基本的な主張からの反論

#### (1) 国の機関である天皇が宗教儀式を主宰している点について

本件各儀式は国の機関である天皇が宗教儀式を主宰し、これに国（宮内庁）が加担している。原告らは国が行う宗教儀式に京都府知事らが参列し公金を支出することが憲法違反であると主張している。ところが、被告は、本件各儀式が天皇及び宮内庁が宗教儀式を行っているという点を全く無視している。

憲法は政教分離原則を憲法20条1項後段、3項、89条によって国家と社会における宗教を分離するとともに、象徴として国の機関とされた天皇については憲法4条によって国事行為のみを行うことができるし、天皇が行う宗教行為は国事行為以外の私的な行為であると位置付けることによって、国の機関である天皇と天皇が私的に行う宗教行為を分離することにしたものである。被告の主張は、日本国憲法におけるこのような政教分離原則の現れ方を全く無視するものである。

#### (2) 国の関与がいかなるものであるかを論じない点について

被告は、「国の関与がいかなるものであるかに関わらず、京都府知事らは、天皇の即位に伴う皇室の伝統的儀式に際して社会的儀礼を尽くすために参列したもの」にすぎないとする。しかし、憲法は、国と宗教との「かかわり合い」を禁止し、4つの最高裁大法廷判決

はすべて国と「宗教とのかかわり合い」を問題にしているのであり、国の機関である天皇が行う宗教行為、その執行を容易にする国（宮内庁）の行為が宗教的意義を有するかどうか、国の行為については「宗教とのかかわり合い」が相当な限度を超えているかを判断せずして、京都府知事らの参列等による京都府の関与行為の宗教的意義を判断することはできない。

#### (3) 大嘗祭が伝統的儀式であるとする点について

被告は、特段の根拠を示すことなく、本件各儀式を「天皇の地位承継に伴う伝統的儀式」とあると主張している。

しかし、本件各儀式「幣帛班給」<sup>へいはくはんきゆう</sup>という宗教形態をとる服属儀礼に起源を有するものの、中世、近世の1300年を超える期間の大半、天皇の即位に伴う必須の祭祀ではなかった。「明治」の大嘗祭（1871年）は日本が王政復古の大号令（1868年）に基づく天皇親政のもと欧米各国と並ぶ近代国家として歩むために整備され新たに服属儀礼として意義づけられたところに特徴がある。このような歴史からすると、本件各儀式が「天皇の地位承継に伴う伝統的儀式」であるとはいえない。

#### (4) 知事の参列は「社会的儀礼」であるとする点について

被告は、「京都府知事らは、天皇の即位に伴う皇室の伝統的儀式に際して社会的儀礼を尽くすために参列した」、「知事らの参列は天皇の即位に祝意を表すための社会的儀礼であると端的に主張するものである」と主張する。

しかし、本件各儀式が伝統的儀式といえないことは前記のとおりである。また、伝統的儀式に参列することがなぜ社会的儀礼を尽くすことになるのか、「天皇の即位に祝意を表す」ことがなぜ「社会的儀礼を尽くす」ことになるのかの理由が不明である。

#### (5) 京都府知事らの参列は、京都府の「地域における事務」にあたるとする点について

被告は、宮内庁から案内を受け、新しい天皇の即位に祝意を表するために参列する行為は、国の諸機関等と信頼関係ないし友好的な関係を維持するための社会的儀礼であるから、「地域に

おける事務」であるという。

しかし、参列がなぜ国の諸機関等と信頼関係ないし友好的な関係を維持することになるのか不明であり、また天皇や宮内庁との信頼関係を維持することが「京都府の住民の福祉の増進」につながるともいえない。

京都府知事は宮内庁の依頼に基づき主基田選定のために関係する農協を紹介しているが、それは地方長官たる知事が天皇に任命され内務大臣の監督を受けていた帝国憲法のもとで行っていたことと同じであり、上記紹介行為及び本件参列は日本国憲法の國民主権原則及び地方自治の原則に反する。

## 2 4つの最高裁大法廷判決の判断枠組みによる被告主張への反論

被告が①本件各儀式の宗教的意義を論じない点、②国の関与がいかなるものであるかを論じていない点、③京都府知事らの本件参列等が本件各儀式との関連で宗教的意義を有するかどうかを論じない点は、かかわり合いのある対象行為の宗教的意義を判断し、それとの関連で宗教とかかわり合うことになる関与行為の宗教的意義を判断する4つの最高裁大法廷判決の判断枠組みに反する。

また、被告は、目的効果基準によって判断すべき事案であるとしているが、目的効果基準は空知太神社事件最高裁判決以後はもはや判例とはいえない。また、被告は、知事らの参列行為自体はもともと宗教上の儀式や行為ではなく、社会的儀礼であるとするが、空知太神社事件や孔子廟訴訟においてはもともと宗教上の行為ではない関与行為を対象行為の宗教的意義との関連で政教分離規定に反する行為であると判断している。

## 3 鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決にかかる調査官解説について

被告の主張は、大分県抜穂の儀訴訟最高裁判決の結論部分に依拠しているが、主張の論拠を積極的に挙げているとは言い難い。上記判決と同旨の鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決については調査官解説（福井解説）があり、その内容は被告の主張を内容的に補充するとみることができ

る。

そこで上記調査官解説をみると、解説執筆時点では空知太神社事件最高裁判決がまだ出ていないという事情もあり、目的効果基準を確定した判例であるとの立場に立っている。しかし、もはや判例とはいえない。空知太神社事件最高裁判決の調査官解説も目的効果基準が中核的な判断枠組みではないとしている。福井解説はその全体において大嘗祭への知事の参列が政教分離規定に反しないことを内容的に根拠づけるものとはいえない。

### 原告ら準備書面8

諸富 健 弁護士

（被告第6準備書面に対する反論）

- 1、大嘗祭に関する過去の最高裁判決が、国家や地方公共団体の関わりの対象が天皇の儀式であるかそれ以外であるかを区別することなく、「政教分離規定は信教の自由を保障するための制度的保障である。」と指摘した上で目的効果基準を展開していることから、被告は、本件においても目的効果基準によって判断すべきと主張する。
- 2、しかし、原告準備書面6で述べたように、国家や地方公共団体がその諸活動を行うに際して不可避的に様々な社会的現実に接触することになるが、その社会的現実が宗教的色彩を帯びている場合に、国家の活動がそうした宗教的色彩を帯びた社会的現実と接触する場面で、それが政教分離原則に反するかどうかを問題するのが、政教分離法理一般の問題である。

津地鎮祭最高裁判決は、まさにそうした場面における政教分離原則が問題となる事案であった。しかし、本件で問題となっているのは、こうした事案とは全く性格が異なり、國家の統治機構の一角を占める天皇が、その私的領域において行う宗教、すなわち「君主の宗教」に国家が関わることが許されるかということであり、そこでは上述した意味での政教分離原則が問題となる場面とは、問題の性格が全く異なることを正確にとらえる必要がある。

そこで問われているのは、日本国憲法の制定過程に遡り、日本国憲法の構造のなかで、「天皇の宗教と憲法の政教分離原則」をどう位置づけるかであり、その点については原告準備書面6で述べたとおりである。

3、このように本件で問われているのは、津地鎮祭最高裁判決で問題とされた政教分離法理一般とは全く異なる場面、すなわち「天皇の宗教と政教分離原則」をどう捉えるかという日本国憲法の構造そのものの理解である。

原告準備書面6は、国家や地方公共団体が関わる対象が「天皇の宗教」であり、それが津地鎮祭最高裁判決が問題としている場面と全く異なっているにもかかわらず、この点を区別することなく、これまでの目的効果論基準を採用した大分抜穂の儀最高裁判決について、上述した視点からあらためて見直す必要があることを、佐々木弘通氏の論稿も踏まえて論じたものである。

しかるに、被告の主張は、原告の日本国憲法の構造的理義にもとづく「天皇の宗教と憲法の政教分離原則」に関する上述した主張を全く理解することなく、あたかも地鎮祭と「天皇の宗教」と同じ場面で論じるという誤りを犯しており、およそ失当といわなければならない。

4、原告準備書面6は、これまでの判例では検討されてこなかった「天皇の宗教と憲法の政教分離原則」をどう位置付けるかという「憲法構造的な理義」に関わる新たな視点から、「天皇の宗教」はあくまでも私的領域に属する事柄であって、これに国家が関与することはいかなる意味でも許されることではないことについて論じ、それ故に本件各儀式に京都府知事らが参列することは上述した意味での政教分離原則に反し、憲法上許されないことについて詳述したものである。

天皇の私的領域において行われる「君主の宗教」の問題は、「国家機構の外側にあって宗教的色彩を帯びる社会の現実」と国家が接触する場面とは異なる。それは、市民社会の側から見れば、国家機関と紐づいて生じる特殊な「私」の内側に属する宗教儀式に国家が関わる場面である。

以上述べたところから、「君主の宗教」の問題については、世襲君主をもたない共和制国たるアメリカ・フランスにおける政教分離法理一般

とは質的に異なった考察が必要とされている。

したがって、大分抜穂の儀違憲訴訟最高裁判決が政教分離法理一般を展開した津地鎮祭最高裁判決を引用して目的効果基準に拠つたことについて、佐々木弘通氏の論稿に見られる最新の憲法学の研究成果もふまえて、今日の時点であらためて見直される必要があるといわなければならない。

5、上述した「憲法構造的な理義」に関わる新たな視点に立てば、国家機関と紐づいて生じる特殊な「私」の内側に属する宗教儀式に国家が関わる本件各儀式について、津地鎮祭事件のように国家機構の外側にあって宗教的色彩を帯びる社会の現実と国家が関わる場面と同じ基準で政教分離原則違反の判断をすることは、日本国憲法の構造的理義を誤ったものというべきである。

6、象徴天皇制を存置した「立憲的意味の憲法」たる日本国憲法が前提としている政教分離原則は、国家と天皇の宗教＝皇室祭祀との完全な分離を要請している。具体的には国家は、いかなる意味でも皇室祭祀には関与してはならない。また、天皇は完全な私的領域においてのみ皇室祭祀を執り行うことができるし、すべきなのである。

このことは、当然、国家と同じく公権力たる地方公共団体にも当てはまる。京都府という地方公共団体の長であり、その執行機関である京都府知事とその執行を補助する京都府職員が、公費を用いて皇室祭祀である本件各儀式に協力したり参列したりすることもまた、上述した意味での政教分離原則に違反し、違憲違法であるといわなければならない。

7、以上述べた原告の主張に対して、まともに向き合おうとしない被告の姿勢からいっても、本件においては、天皇の宗教に国家や地方公共団体が関わる場合に目的効果論・基準を採用すべきか否かがきわめて重要な争点であることはいうまでもないところである。

したがって、この論点について憲法学者の中でも代表的な研究者であり、憲法判例百選において、ほかならぬ被告が引用する最高裁平成14年7月11日第一小法廷判決の解説を連続して担当している佐々木弘通氏を証人として採用することは、本件の争点の判断に欠かせない。

以上

## 傍聴記 戦争への悔恨をかみしめて



私は1947年生まれ、75歳です「戦争への悔恨を噛み締め」（重田園江さん）ながら、日本国憲法（「憲法」）と同じ年と言うこと也有って、この訴訟について考えてみたいと思います。

「日本国民は、・・・われらとわれらの子孫のために・・・政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」（「憲法」前文）

また、田中伸尚さんは「憲法は東アジアと東南アジアで侵略と植民地支配を重ねてきた日本が、二度と再び戦争と暴力の道を歩まない。政治の延長としての戦争をせず、武力によらない地球上で最も勇気ある非戦主義で生きていくと言う誓約書である」と。

「憲法」は、主権者である国民一人ひとりが、政府の行為、国策を監視し、戦わない、殺さない、殺させないという「非戦の誓い」であります。

この訴訟の原告の菱木政晴さんからお聞きした安藤正楽さん（1866～1953）の「碑文」の出来事です。

愛媛県土居町藤原と言う170戸の村落から日露戦争に37名が出征し、8名が負傷、2名が戦死した。県議であった安藤は記念碑の文を請われた。

「・・・戦争の非は、世界の公論であるのに、事実は之に反し戦はまた明日にも始まるのである。吁<sup>ああ</sup>之を如何すればよいか 他なし 世界人類のために忠君愛國の四字を滅するにありと予は思ふ・・・」（明治40年3月）と刻まれた。

しかし、この碑文は、官憲の見咎めるところになり、全面削り取られたということでした。

私は「憲法」の趣旨に、この「忠君愛國の4字を滅する」を確かめていきたいと思っています。

「憲法」に謳う戦争放棄（第9条）を通して、大日本帝国憲法（「明治憲法」）の本質である、戦争を正当化・肯定化する思想、国家神道・靖国思想、加害者側の思想を明らかにしたいと考えています。

神權天皇制国家（「明治憲法」万世一系統治、神聖不可侵、元首統治権総覽、陸海軍統帥）において、日本臣民（「明治憲法」第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス）としての生き方・死に方を規定

### 三浦 長（真宗大谷派僧侶）

されているが、その「日本臣民」意識から解放されたのかどうか。主権者国民としての歩みが確保されたのかどうか。日本は、国家（神權）主義国家から国民（人権）主義国家へ転換できたのか。「明治憲法」と「憲法」の間に、いまだ連続しているものは何か。非連続なるものは何なのか。

現今、安保三文書が閣議決定され、岸田首相は「一人一人が主体的に国を守ると言う意識を持つことの大切さ」を強調、国民に軍事力強化への覚悟を迫りました。いよいよ、戦争を放棄した国から、戦死者・民間被害者がいる可能性がふくらんできました。

靖国神社の存在はどうなるのか。いわゆる「合祀はイヤです」訴訟等で、司法は、全く狡猾な方法で、一宗教法人と言う隠れ蓑を使い、靖国神社を「憲法第20条」に依拠することによって、戦前からの歴史観のまま維持するという暴挙に出ました。しかも「合祀はイヤダ」と言う戦没者遺族の念いを、「内心的な不快感や嫌悪感」と言うことで切り捨て、その上「寛容論」、「受忍論」で一蹴してしまいました。

国家による戦没者祭祀の関与も含めて、新しい戦死者の合祀も可能になるのかもしれません。

また、本訴訟の論点は、

一、「憲法」に定める政教分離原則によって、象徴として国の機関とされる天皇は、第4条における国事行為のみを行うことができ、天皇は私的な宗教行為とを分離しなければならない。

一、大嘗祭は伝統的な儀式なのか。

一、知事の参列は、社会的儀礼なのか。

以上、三点が中心ではないかと思います。

このことは「改憲」とも深く関係するので、自由民主党改憲草案（平成24年4月27日）を見てみると、「前文」には「日本国は長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって・・・」とあります。

「憲法」は「国民国家」を謳っていますが、「草案」は再び「国家と天皇」が全面に出てきます。さらに、第20条3項には、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない。」と言う「ただし書き」を上書きすることに

よって、国、地方自治体、公共団体に宗教的活動を伝統的儀礼として認める可能性を含めているようです。

本訴訟における原告及び代理人の主張は、憲法論を土台に、宗教、文化、歴史、伝統、思想、制度、習俗など多岐にわたり、細部まで整理されたものであります。その真摯かつ、緻密な検証には、頑なな司法の壁(タブー)を破る可能性を感じます。

しかし、いわゆる天皇制を支える装置は底なしに存在します。まさに日本建国神話の復活というか、万世一系の天皇が記紀(古事記・日本書紀)の時代から日本を統治してきた伝統的かつ神聖なる治者であると言うことを再認識させ、日本國天皇との一体感を示す国民感情、国民道徳、社会通念を作り続けています。

「お国のため」と言う「大日本帝国」の復権です。「おのために、尊い犠牲者になれ」と言うことではなく、「おのために」ということで、自国民も他国民も殺してはならぬ、殺さしめてはならぬと言うことが、眞の愛国者ではないでしょうか。「愛国心の内実は、亡国棄民の所業だ」(鈴木了和さん)と言われます。

大日本帝国の残滓は、歴史的社會的現実の中に残されています。戦前と戦後は地続きであることを確認し、「敗戦国の経験をもう一度抱きしめること、負けたことで、生まれた憲法の意味を振り返ることが、私たちに課せられていることのように思われる」と言う重田園江さんの言葉を大事にして、一連の訴訟に関わり続けていきたいと思います。

### インフォメーション

「アジアから問われる日本の戦争」展2023／主催：実行委員会

5月5日/6日 10時～19時／会場：エル・おおさか 入場無料

【メイン】5/5 14時～伊波洋一講演会 【プレイベント】5/4 18時～川口真由美コンサート

### 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団

◆ 訴状・準備書面・陳述等書面は当会ホームページをご覧下さい。

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

◆ 引き続きサポート募集中 個人年会費 一口 1,000 円

◆ 郵便振込口座番号 00980 8 35073 加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

\*領収証は省略させていただきます。振込用紙の受領証を保管ください。別途要領収書の場合は通信欄に明記ください

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟

その「支出」納得いきません！

### 第11回口頭弁論

6月6日(火) 13時半～4時半

(抽選あり、30分前に正門前集合)

### 京都地裁大法廷

(地下鉄丸太町)

※※ ※※ ※※ ※※

### いよいよ証人調べ

原告証人 駒込武

朴 実

学者証人 高木博志(歴史学)

佐々木弘通(憲法学)

横田耕一(憲法学)

終了後報告集会を予定しています

正念場です聞逃しのないよう

お誘い合あせ・傍聴を！

第10回弁論4/18の詳細は同封

チラシを参照ください

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

